

# 東京交通サービス株式会社

## 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

## 第2 監査の対象

### 1 監査対象団体及び所管局

監査対象団体 東京交通サービス株式会社  
所 管 局 交通局

### 2 事業の内容

#### (1) 事業の概要

東京交通サービス株式会社（以下「会社」という。）は、昭和44年、東京都交通局（以下「局」という。）の自動車営業所や地下鉄保守庁舎等の食堂経営を目的として、交通協力会給食株式会社として設立された。

会社は、平成3年、東京都交通局互助会が全株式を取得し、平成4年、現社名に変更をし、平成6年からは、食堂経営に加え、局から都営地下鉄駅務システム機器等の保守管理業務を受託し、以降、都営地下鉄、都電荒川線の変電設備及び車両検査等の保守管理業務、日暮里・舎人ライナーの安全管理業務等を順次受託し、業務の範囲を拡大している。

その後、会社は、平成21年3月31日、食堂事業を財団法人東京都交通局協力会に分離移管し、同年4月1日からは、東京都交通局事業の設備等の保守を専門に請け負う会社として、総務本部、駅務機器本部、車両電気本部、工務本部の4本部体制により運営している。

局は、平成22年3月15日、会社の全株式を取得し、同年4月1日、会社が東京都監理団体の指定を受け、現在に至っている（表1参照）。

主な事業は、以下のとおりである。

- ア 東京都交通局等の施設の点検、保守管理業務及び同施設に関する各種工事の管理業務
- イ 交通政策・交通機関の施設建設等に関する調査、情報処理及び測量・設計業務並びに施工監理業務
- ウ 建設工事業
- エ 交通事業に関する調査・研究及び事務処理の受託
- オ 前各号に付帯関連する一切の業務

(表1) 資本関係の主な変遷

日付	事由	備考
S44. 10. 16	会社設立 (資本金 2,000,000 円)	個人による出資 (交通協力会給食株式会社)
H 3. 6. 28	東京都交通局互助会が全株式(4,000 株)を取得	
H 4. 1. 16	社名変更 (東京交通サービス株式会社)	
H 6. 5. 27	600 万円を増資 (資本金 8,000,000 円)	東京都交通局互助会が全額出資 (16,000 株所有)
H 6. 6. 16	1200 万円を増資 (資本金 20,000,000 円)	東京都交通局互助会が 750 万円出資 (15,000 株追加取得) (出資比率 77.5%) ----- 局が 450 万円出資 (9,000 株取得) (出資比率 22.5%)
H22. 3. 15	局が東京都交通局互助会から株式を取得	局が 31,000 株追加取得 (無償) (出資比率 100%)
H22. 4. 1	東京都監理団体に指定	

## (2) 都との関係

局は、平成6年に実施された2回目の増資に当たり、450万円を出資し、全株式40,000株中9,000株を所有し(出資比率22.5%)、同年7月、都営地下鉄駅務システム機器等の保守管理業務を会社へ委託し、それ以降、都営地下鉄等の変電設備や車両検査の業務等と、会社への業務委託を拡大している。

平成22年3月15日、局は、東京都交通局互助会から保有する株式31,000株の無償譲渡を受け、全株式40,000株を保有するに至り、平成22年4月1日、会社は東京都監理団体の指定を受けている。

局からの受託事業については、表2及び表3のとおり、会社の自主事業については、表4のとおりであり、受託事業を都営交通の路線別に見ると、表5のとおりとなっている。

局は、会社が東京都交通局事業の設備等の保守を専門に請け負う会社として運営されており、他方、局においてもベテラン職員の大量退職が続き、技術力の保持に懸念があるとともに、局事業を取り巻く経営環境も一段と厳しさを増してきていることから、局事業の安全・安心の確保と効率性の向上を図りながら運営していくためにも、引き続き、会社を重要なパートナーとして位置付けていく必要があるとしている。

なお、都からの借入金はない。

(表2) 東京都交通局からの受託事業

(注: 新規受託事業)

番号	所管部	業務	対象		実績	備考	
1	駅務機器事業部	駅務システム機器の保守管理	都営地下鉄	101 駅	2,155	台	
2			日暮里・舎人ライナー	13 駅	118	台	
3	電気部	変電設備の保守管理			56	か所	
4		地下鉄光ケーブル設備保守管理	駅舎、隧道内		102	駅間	
5		駅構内工事の保安業務	工事立会い		2,179	件数 (No.7 を含む。)	
6		ホームドアの保守管理	三田線		300	1,200 ゲート/月	
7		ホームドア工事立会い	大江戸線		511	注	
8		駅舎照明設備の点検清掃	地下鉄 101 駅		75,322	交換本数	
9		換気盤設備点検の保安立会い	大江戸線 35 か所・新宿線 37 か所		72	注	
10		非常用蓄電池設備点検の保安立会い	大江戸線 47 か所・新宿線 9 か所		56	注	
11		荒川線等保安設備等の保守管理		荒川線	電路設備	25.5	総延長 (k m)
12					踏切保安設備	96	個数
13	信号保安設備				105	軌道回路数	
14	通信設備				130	電話・インターホン	
15	モノレール			通信設備	8	電話	
16	車両・機械部	駅機械設備の保守管理	冷房設備、換気設備、排煙設備ほか		449	設備数	
17		車両の保守管理 浅草線 216 三田線 222 新宿線 なし 大江戸線 424 荒川線 39	検車業務 月検査: 3 月ごと 交番検査: 3 月ごと	荒川線 1	39	車両数: 39 両 月検査: 160 両/年 交番検査: 103 両/年	
18			空気ブレーキ装置のみ	浅草線	64	車両数	
19				大江戸線	112		
20			修車業務 全般検査 重要部検査		三田線 2	60	対象車両数 全般: 8 年に 1 回 重要: 4 年に 1 回
21		荒川線			11	対象車両数 全般: 6 年に 1 回 重要: 3 年に 1 回	
22		庫内業務 (トラバーサー業務等) (荒川線)	トラバーサー業務 (車庫の複数線路間で鉄道車両を移動させる作業)		39	車両数	
23	駅事務室等の空調の保守管理	空調機		1,973	設備数		
24		クーリングタワー (室外機を含む。)		862	設備数		
25	庁舎管理	(表3のとおり)					
26	土木部	昇降機の保守管理	エレベーター		220	うち 日暮里・舎人ライナー41 基	
27			エスカレーター		740	うち 日暮里・舎人ライナー66 基	
28		駅舎等の修繕	102 駅		766	実績	
29		駅建築設備の点検・保守			102	駅	
30		工事監理			9	実施駅数 (立会 728 回)	

No.	所管部	業 務	対 象	数量	備 考	
31	土木部	工務・保線関係連絡業務	工務	436	送信 289 件	
32			保線	366	送信 152 件	
33		荒川線安全管理業務 (軌道の検査および点検)	軌道	12.2	営業キロ	
34			停留場	30	か所数	
35			ポイント	20		
36		日暮里・舎人ライナー安 全管理業務 (巡回点検) 3	走行路	9.7	営業キロ	
37			駅	13	実施駅数	
38			車庫	1	か所数	
39			ポイント	本線	21	か所数
40				車庫	21	か所数

※1 荒川線検車業務：平成22年度から昼間の検車業務を受託（昼夜の検車業務となる。）

※2 三田線修車業務：平成22年度から車両の艤装業務及び制御部品の整備業務を受託（修車業務全体となる。）

※3 日暮里・舎人ライナー：平成22年度から夜間連絡業務を受託

(注) 月 検 査：3か月以内に行う。機器のカバーを取り外して外部から状態、機能を点検する。

交番検査：月検査と月検査の間に、外側からの確認、消耗品交換、機能試験、機器性能測定等を行う。

修 車：全般・重要部検査の業務。車体と台車を切り離し、ブレーキ等の部品を取り外し、分解、点検、整備して取り付ける。

(表3) 東京都交通局庁舎管理業務の受託状況

(⊕：新規受託部分)

業務項目 対象庁舎	ビル衛生管理	準ビル衛生管理	受付	設備点検 ボイラー・ポンプ等	空調換気設備点検	給排水衛生設備点検	照明設備点検	中央監視盤操作	巡回監視及出入管理等
大島総合庁舎	○		○	○	○	○	○⊕		
高松庁舎				○※	○	○	○		○
東雲庁舎	○			○	○	○		○	
舎人車庫 (車両基地)		○		○	○	○	○		○
大門庁舎			○	○					

※ ボイラー部分を除く。

(表4) 自主事業の実施状況

発注元	受託内容	金額 (円)
(株) ゆりかもめ	駅務機器保守収入 (16 駅)	56,259,000
(財) 東京都交通局協力会	構内ボード管理業務委託 (広告照明の清掃)	36,039,023
駅構内等に光ファイバーケーブル等を設置する各通信事業者	携帯電話基地局設備の保守立会いほか (370 基地)	89,424,813

(表5) 路線別の受託業務

業務項目 対象路線	駅務機器保守	駅舎照明設備点検清掃	駅事務室空調管理	駅舎等修繕	駅建築設備保守	保安設備等保守	駅機械設備保守	昇降機保守	工事監理	ホームドア	
										保守	工事立会い
浅草線	○	○	○	○	○		○	○	○		
三田線	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
新宿線	○	○	○	○	○		○	○	○		
大江戸線	○	○	○	○	○		○	○	○		○
荒川線						○					
日暮里・舎人ライナー	○							○			
モノレール						○					

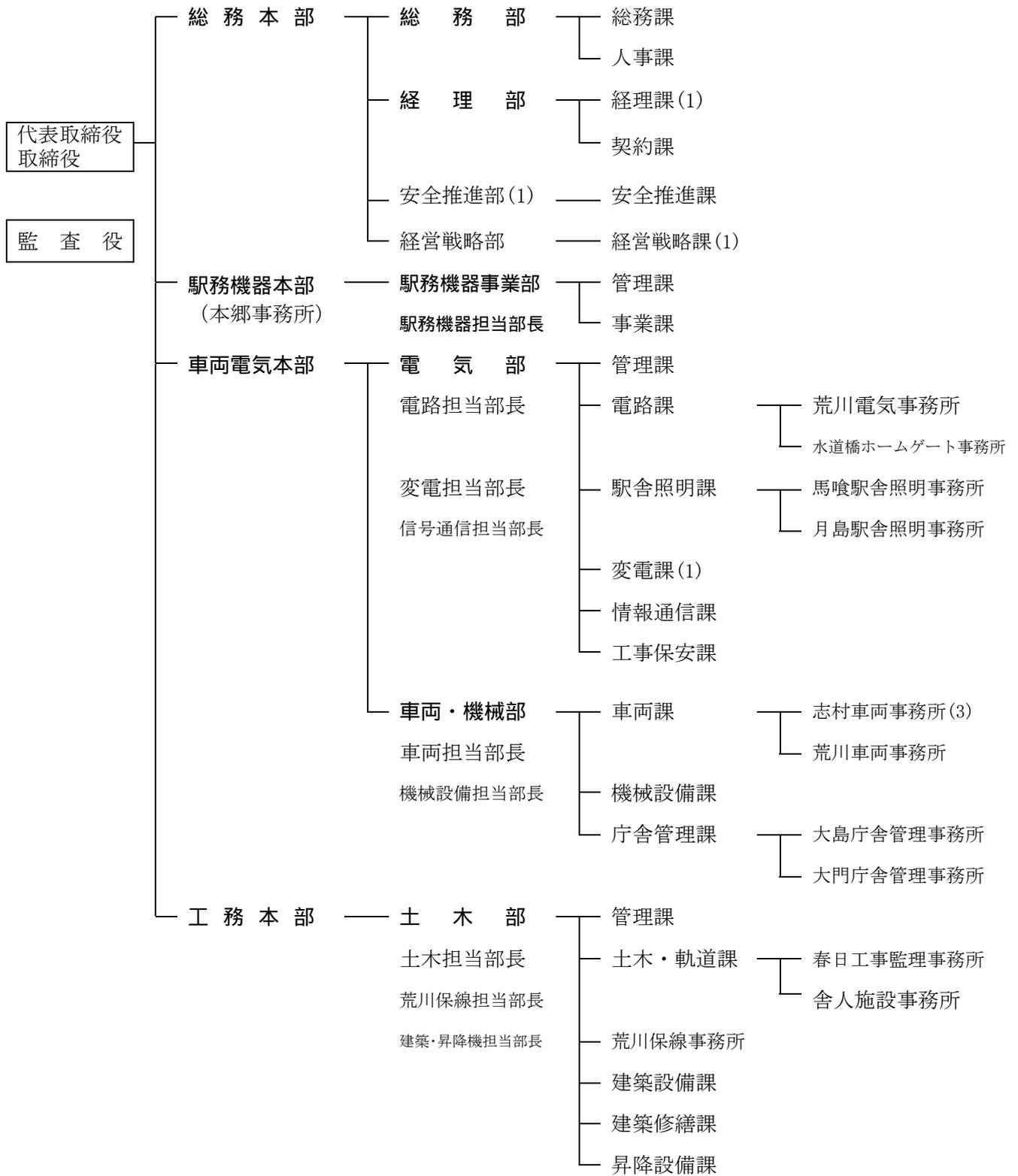
業務項目 対象路線	点検立会い			車両保守			車庫内業務	保線等連絡	軌道検査等	巡回点検	
	換気盤	電源設備	非常照明用	検車		修車					
				交番検査	月検査	すべて					スキのみ
浅草線							○		○		
三田線						○			○		
新宿線	○	○							○		
大江戸線	○	○					○		○		
荒川線				○	○		○	○	○		
日暮里・舎人ライナー								○		○	
モノレール											

### 3 組織

会社は、主たる事務所を中央区東日本橋1丁目9番7号に置き、役員11名（代表取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役2名、取締役5名、監査役2名）（うち非常勤役員6名、都退職者5名）及び職員310名（うち都派遣職員7名）であり、総務本部、駅務機器本部、車両電気本部、工務本部の4本部をもって構成されている（図1のとおり）。

なお、会社は、平成22年4月1日に東京都監理団体に指定され、新たに、非常勤取締役に弁護士を、非常勤監査役に公認会計士を任命している。

(図1)



(注) 平成22年4月1日現在  
事務所下部の支所等は省略  
( ) 内は都派遣職員数

(表6) 社員構成 (平成23年3月31日時点)

(人)

局派遣 職員	固有社員	一般社員		出向 社員 (民間)	契約社員		民間 派遣 社員	合計	うち局 出身者
		局OB	民間OB		局OB	その他			
7	80	84	5	21	65	39	9	310	156

(注) 固有社員：会社が独自に採用した者

一般社員：局又は民間を退職し再雇用した者

契約社員：一般社員の勤務実績5年以上の者又は局再任用・再雇用を終了した65歳以上の者  
等

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

第42期(平成22.4.1~平成23.3.31)の事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

(1) 交通局 平成23年9月21日及び同月29日

(2) 会 社 平成23年9月22日から同月28日まで

## 第4 監査の結果

### 1 経営に関する事項

平成22年度の事業実績については、新たに、大江戸線ホームドア工事立会業務等を局から受託している。また、経営成績については、営業利益が4,520万余円、経常利益が5,624万余円、当期純利益が3,271万余円である。

平成22年度末の財政状態については、資産の合計が14億9,210万余円、負債の合計が7億8,756万余円、純資産の合計が7億453万余円である。

会社を取り巻く経営環境について見ると、会社が東京都交通局事業の設備等の保守を専門に請け負う会社として運営されており、局の保守関連事業に係る監理・監督業務の内容に今後大きく変動する要素は見られない。

ただし、会社の営業収入を見ると、96.8%を局からの受託事業収入が占めており、特命随意契約に限ってみると91.0%を占めている。

このように局は、会社と密接な関係にあることから、第一に、会社との特命随意契約については、競争性・透明性・公平性を一層確保するよう、速やかに改善を図る必要がある。

第二に、会社を指導監督する立場から、会社が発注する契約について、競争性・透明性・公平性・効率性を一層確保するよう、会社に対する指導の徹底を図る必要がある。

第三に、局としても、会社が業務運営を適切に行うに当たり必要な見積り等の決定を精緻に行うことができる執行体制の速やかな整備に向けて、社内規定の整備など会社に対する支援・指導を強化し、会社における内部統制を改善させる必要がある。

第四に、局の経営戦略の視点から考えると、局が支出する経費をより効率的なものとするためには、会社から株式配当を受けるよりも、会社がさらなる効率性を発揮してより低廉な水準で事業を受託する方が望ましい。したがって、局においては、会社を活用した効率化を真に実現できるよう、適切に会社を指導・監督する必要がある。

一方、会社としては、局からの受託事業を適切かつ適正に履行していくよう、その費用が主に都営交通利用者からの運賃収入から支出されていることを十分に踏まえつつ、これまで以上に会社が行う契約における競争性の導入、透明性・公平性の確保の徹底を図る必要がある。また、会計規程等の整備や適切な積算を行う仕組みなどを整え、その運用を適切に行っていく必要がある。

さらに、会社は、今後の経営環境の変化に適切に対応し、効率的な経営を行うよう努める必要がある。

## 2 指摘事項

### (1) 団体

#### ア 貯蔵品の管理に係る規定を適切に整備し事務手続きを適正に行うべきもの

貯蔵品とは、勘定科目で用いられる流動資産の部の仕訳のひとつであり、原材料や商品以外のもののうち、製造、営業、事務用などに購入した未使用の消耗性資産のことをいい、一般的には、材料や消耗工具、消耗品など翌期以降に消耗するものをさす。

会社は、駅務機器（自動券売機、自動改札機など）の保守部品のうち、単価が2,001円以上の物品を、貯蔵品として管理することとし（平成22年度末残高：272万8,347円）、駅務機器本部が当該事務を担当している。

ところで、貯蔵品の管理状況を見たところ、監査日現在（平成23.9.22）、会社が会計規程に貯蔵品の管理に関する具体的な規定を整備していなかったため、駅務機器本部においては、平成23年3月22日に在庫確認を行い、駅務機器保守部品在庫管理表に記録しているものの、会計総括責任者（経理部長）に対して、適切に報告を行っていなかった。

また、会計総括責任者としては、貯蔵品に係る棚卸しを行っていれば、たとえ各本部からの報告がなくとも、在庫を把握することができていたものの、平成23年2月、内部監査を実施したときに、貯蔵品に係る棚卸しを行っていなかったため、貯蔵品の在庫管理が適正であるかの確認ができていなかった。

会社が、貯蔵品の管理に係る具体的な規定を整備していなかったことは、適切でなく、また、会計総括責任者が貯蔵品の在庫を適切に管理するために必要な事務手続きを行っていなかったことは、適正でない。

会社は、貯蔵品の管理に係る規定を適切に整備し、事務手続きを適正に行われたい。

（東京交通サービス株式会社）

イ 固定資産の管理に係る事務手続きを適正に行うべきもの

固定資産とは、継続的に会社や商店などの経営のために使用を目的とする財産をいい、税法上、土地、建物及び取得価格が10万円を超える償却資産が固定資産税の課税や減価償却の対象となっている。

会社は、これら固定資産を適正に管理するよう、平成22年4月1日、会計規程を改正し、各本部に固定資産管理者を置き、固定資産台帳（以下「台帳」という。）を備えさせ、固定資産の保全及び異動の状況を記録し、固定資産に異動、毀損及び滅失があったときには、会計総括責任者（経理部長）に報告させることとした。

平成22年度、会計総括責任者は、各本部に対し、減価償却明細表を基に棚卸しを行い、現品を確認することができなかった物品については、報告するよう指示を行い、そのうえで台帳を作成した。

ところで、経理部において、固定資産に係る管理事務の状況を見たところ、監査日現在（平成23.9.22）、会社は、会計規程に棚卸しに関する具体的な規定を整備していなかったため、各本部の固定資産管理者は、照合結果等の記録を残しておらず、また、会計総括責任者へも適切に報告を行っていなかったことが認められた。

また、会計総括責任者としては、固定資産に係る棚卸しを行っていれば、たとえ各本部からの報告がなくとも、在庫を把握することができていたものの、平成23年2月、内部監査を実施したときに、固定資産に係る棚卸しを行っていなかったため、固定資産の管理が適正であるかの確認ができていなかった。

会社が、固定資産の管理に係る具体的な規定を整備していなかったことは、適切でなく、また、固定資産を適切に管理するために必要な事務手続きを行っていなかったことは、適正でない。

会社は、固定資産の管理に係る規定を適切に整備し、事務手続きを適正に行われたい。

（東京交通サービス株式会社）

ウ 償却資産の管理に係る事務手続きを適正に行うべきもの

会社は、固定資産を適切に管理するよう、固定資産台帳と償却資産課税台帳を作成している。

ところで、会社において、固定資産台帳と償却資産課税台帳とを突合、確認したところ、表7のとおり、両台帳間には差額があることが認められた。

しかしながら、会社は、両台帳間には差額があり、資産管理が不適切な状況となっているにもかかわらず、固定資産台帳との照合を行わないまま、償却資産課税台帳を基に、都税事務所に対して平成23年度分償却資産申告書を提出したことは、適切でない。

会社には、両台帳間に差額が発生してしまった原因となっている固定資産を速やかに特定し、償却資産に係る管理を適正に行う必要がある。

会社は、償却資産の管理に係る事務手続きを適正に行われたい。

(東京交通サービス株式会社)

(表7) 固定資産申告書内容と固定資産台帳との差異 (平成23年1月1日時点)

(単位:円)

項 目		構築物	機械装置	工具器具備品	計
償却資産申告額	中央都税事務所分	16,194,578	5,991,000	11,580,251	33,765,829
	荒川都税事務所分	2,480,000	0	0	2,480,000
	文京都税事務所分	3,164,000	11,570,000	7,069,863	21,803,863
	板橋都税事務所分	11,120,000	0	0	11,120,000
	計(A)	32,958,578	17,561,000	18,650,114	69,169,692
固定資産台帳計上額(B)		35,010,830	13,573,500	22,767,527	71,351,857
差額(A-B)		△ 2,052,252	3,987,500	△ 4,117,413	△ 2,182,165

エ 繰延税金資産及び繰延税金負債を適正に計上すべきもの

会社は、平成22年度決算において、流動負債の繰延税金負債として、268万3,080円を、また、固定資産の繰延税金資産として、2,542万2,153円を計上している。

ところで、退職給与引当金取崩超過額（140万円）について見たところ、法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）の規定により、翌期（平成23年度決算）において解消することとなっていることから、流動負債の繰延税金負債項目として計上するべきにもかかわらず、退職給付引当金否認額に係る固定資産の繰延税金資産から相殺して計上していることが認められた。

この結果、貸借対照表の流動負債の繰延税金負債と固定資産の繰延税金資産の計上金額が、表8のとおり、約57万5千円（監査事務局試算、注参照）がそれぞれ過小に計上されていた。

会社は、繰延税金資産及び繰延税金負債を適正に計上されたい。

（東京交通サービス株式会社）

（表8）繰延税金に係る資産及び負債 （単位：千円）

	誤（A）	正（B）	差額（B－A）
流動負債 繰延税金負債	2,683	3,258	575
固定資産 繰延税金資産	25,422	25,997	575

（注）退職給与引当金取崩超過額（140万円）×法定実効税率（41.12%）

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税の税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税の税率}}$$

オ 駅務機器の保守点検業務に係る委託契約を適正に行うべきもの

会社は、局から「駅務機器の保守点検業務委託」（契約金額：8億430万円、契約期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）を特命随意契約により受託し、表9のとおり、受託した業務の一部を複数の事業者に対して特命随意契約により再委託している。

会社は、これらの再委託した業務のうち、自動券売機及び自動改札機の保守点検業務について、機器の共通化が局の標準仕様により図られていることから、保守業務の委託範囲を4つの地域エリアに分割した上で、それぞれの地域エリア内には、製作メーカー（4社）の機器が混在しているにもかかわらず、製作メーカー直系の保守業者4社に対して、各社1エリアずつ割り振り、同一の契約単価で特命随意契約を締結していた。

しかしながら、

- ① 契約の締結に当たっては、あらかじめ当該契約に係る予定単価を設定した上で、契約の相手方になろうとする者から見積書を徴し、予定単価以下の契約単価により契約すべきであること
- ② 仮に、保守業務の委託範囲をエリア毎に割り振るとしても、自動券売機及び自動改札機の保守点検業務については、機器が共通仕様であることから、少なくとも現行の委託業者4社の間での価格競争は可能であること

から、当該契約を同一の契約単価で特命により締結していることは、適正でない。

会社は、駅務機器の保守点検業務に係る委託契約を適正に行われたい。

（東京交通サービス株式会社）

（表9）駅務機器の保守点検業務に係る契約の状況

（単位：円）

契約件名	契約の相手方	契約金額
駅務機器の保守点検業務委託（A） （単価契約）	A	163,825,197 (28,433,400)
駅務機器の保守点検業務委託（B） （単価契約）	B	81,935,443 (14,537,100)
駅務機器の保守点検業務委託（C） （単価契約）	C	42,246,359 (11,032,200)
駅務機器の保守点検業務委託（D） （単価契約）	D	54,353,716 (14,978,700)

（注）契約金額：上段は、会社が設定した推定総金額

下段は、自動券売機及び自動改札機の保守点検業務に係る金額

(2) 共通

ア 契約事務を適正に行うべきもの（荒川線車両保守業務委託）

会社は、局から荒川線車両保守業務委託（契約金額：9,230万5,500円、契約期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）を特命随意契約により受託している。

その履行状況について見たところ、局が会社に委託した金額が9,230万5,500円であるのに対して、会社は、約63%に相当する5,775万円で、Eを特命して再委託していることが確認された。

局が会社を特命した理由及び会社がEを特命した理由は、表10のとおりである。

また、この契約で委託された内容及び会社がEを特命して再委託した内容は、表11のとおりである。

ところで、本件契約について見ると、契約内容からは、

- ① 金額について、Eへの支払いが会社の受託金額の半分以上であること
- ② 内容について、会社が行う車両保守における月検査作業等にもEが携わっていること及びEが行う日常的な点検は、車両運行に不可欠であること

から、局及び会社は、会社が主要な部分を担っており、特命理由は成立していると説明するものの、主たる業務は、再委託会社であるEが履行しているものと認められるため、特命随意契約とすることは適正でない。

局及び会社は、特命随意契約における特命理由について検証し、競争性・透明性・公平性を高めるよう、契約のあり方について見直しを行う必要がある。

局及び会社は、契約事務を適正に行われたい。

（交通局）

（東京交通サービス株式会社）

（表10）局と会社の主な特命理由

局の特命理由	会社の特命理由
① 車両保守経験者であること	① 業者が本業務を受託して以来、下請けを継続していること
② 路面電車の運行業務や整備内容に精通していること	② 業者が他の鉄道事業者からも多数の車両保守業務を受託していること
③ 緊急時等の対応ができること	③ 局が定めた工程どおり作業を行えること

(表 1 1) 業務委託の状況

業務		局が会社へ委託 (会社の本件業務従事者 6 名)	会社が E へ再委託 (従事者 1 3 名)	
車両保守業務	検車作業	発車から終車まで待機し、車両故障等に対応	左記項目を受託	
		入庫点検		
		指定車両の車両検査		
		故障等における本線出向作業		
		夜間に車両留置状態と所内を点検 (巡回 2 回程度)		
		車両清掃委託作業のための車両等の操作 (洗浄線の架線電源の操作等)		
	検査作業	指定車両の月検査 (各月 1 2 ~ 1 5 両)	会社社員と協力して 指定車両の月検査、 交番検査を行う。	
		指定車両の交番検査 (各月 1 2 ~ 1 5 両)		
	臨時作業	季節作業	暖房機の清掃・点検	左記項目を受託
			冷房装置熱交換器のファンの清掃	
ロールフィルタ点検				
除湿装置吐出弁の分解清掃				
7 0 2 2 号車への除雪器具の取付け・ 取外し				
保全作業 (軽易な もの)		漏水箇所シールの補修		
	腐食部修理 故障、劣化部品、機器の交換			
	接触事故車の修理 (軽易なもの)			
構内入替作業	点検等に伴い必要となる車両運転等			
その他	故障品の修理、物品の移動等			
検修設備等点検	月例点検作業	毎月 1 回	左記項目を受託	
	日常点検作業	使用前後に異常の有無を確認		
	年次点検準備作業	年次点検対象の設備の点検準備作業		
	脱線復旧機材 月例点検	月 1 回 (外観点検、員数確認)		
付帯業務	年末年始安全総点検等		左記項目を受託	
	事故等発生に伴う車両一斉点検			
	車両塗装等の外注に伴う準備等			
	資機材等の運搬・整理			
	消防訓練等			
	その他 (イベント対応等)			

イ 契約事務を適正に行うべきもの（三田線全般・重要部検査他に係る契約）

会社は、局から三田線全般・重要部検査他に係る契約（単価契約、推定総金額：4億5,986万4,751円、契約期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）を特命随意契約により受託している。

その履行状況について見たところ、局が会社に委託した金額が4億2,793万3,061円であるのに対して、会社は、約74%に相当する3億1,550万2,422円で、Fを特命して再委託していることが確認された。

ところで、本件契約について見ると、局が会社を特命した理由及び会社がFを特命した理由は、表12のとおりであるが、本件業務については、局の技術の維持・向上と受託者についての関連性及び過去の実績との説明をもとに、特命理由とすることは、根拠として乏しい。

なお、局及び会社は、会社が主要な部分を担っていることから、特命理由は成立していると説明するものの、契約内容からは、

- ① 金額について、Fへの支払いが会社の受託金額の半分以上であること
- ② 内容について、定型的な修理・点検業務であり、会社は、解装・検査・修理・調整・試運転までをFに再委託しており、他の鉄道関係保守業者でもできるものと認められること

から、主要な業務は、再委託会社であるFが履行しているものと認められる。

また、会社において確認したところ、本契約の積算に当たり、業務実績に基づき業務量を見積もった積算根拠を確認することができなかった。会社の実績に基づく積算根拠は、局が会社に求める効率性を担保するために必要不可欠なものであり、速やかに整備する必要がある。

局及び会社は、特命随意契約における特命理由について検証し、競争性・透明性・公平性を高めるよう、契約のあり方について見直しを行う必要がある。

局及び会社は、契約事務を適正に行われたい。

（交通局）

（東京交通サービス株式会社）

（表12）局と会社の主な特命理由

局の特命理由	会社の特命理由
① 局の技術の維持・向上を図るため、優れた技術力と確実な品質管理が行えること	① 平成12年度に会社が本件業務を受託して以来下請けを継続していること
② 局施設の中で局と連携しながら不測の故障に対応できる実績があること	② 他の鉄道事業者からも多数の車両保守業務を受託していること
	③ 局が定めた工程どおり作業を行えること

ウ 契約事務を適正に行うべきもの（荒川線全般・重要部検査他に係る契約）

会社は、局から荒川線全般・重要部検査他に係る契約（単価契約、推定総金額：3,168万2,700円、契約期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）を特命随意契約により受託している。

その履行状況について見たところ、局が会社に委託した金額が3,168万2,700円（実績）であるのに対して、会社は、Eを特命して再委託し、その結果、3,708万3,900円を支払っていることが確認された。

ところで、以下のとおり、複数の適切、適正でない事例が認められた。

（ア）局との契約金額を適切に見積もり、契約事務を適切に行うべきもの

本件契約について、会社は、受託業務の対価を超過した金額により、検査業務をEへ再委託していることから、会社の費用を見積もった上で決定すべき局との契約金額を適切に見積もっていない。このことは、会社の事業活動が経済的に行われていないことを示しており、適切でない。

会社は、局との契約金額を適切に見積もり、契約事務を適切に行われたい。

局は、発注した契約の適正性を確保するよう、適切に調整・指導を行われたい。

（交通局）

（東京交通サービス株式会社）

（イ）契約事務を適正に行うべきもの

本件契約の特命理由について見たところ、局が会社を特命した理由及び会社がEを特命した理由は、表13のとおりである。

なお、局及び会社は、会社が主要な部分を担っていることから、特命理由は成立していると説明するものの、業務内容は、定型的な修理・点検業務であることから、他の鉄道関係保守業者によっても履行が可能であり、競争性を導入することが十分に可能と認められる。

また、契約内容を見たところ、会社は、車体等の分解や試運転に至るすべての付帯作業を含めてEへ再委託しており、局は、会社が監理・監督部分という主要な業務を受託していると説明するものの、特命理由として十分な説明がなされていないものと認められる。

局及び会社は、特命随意契約における特命理由について検証し、競争性・透明性・公平性を高めるよう、契約のあり方について見直しを行う必要がある。

局及び会社は、契約事務を適正に行われたい。

（交通局）

（東京交通サービス株式会社）

(表 1 3) 局と会社の主な特命理由

局の特命理由	会社の特命理由
① 局施設内で日常業務と連携して行う必要があること	① 平成13年度に会社が本件業務を受託して以来下請けを継続していること
② 車体等の分解や試運転まで含む作業を確実に行うには、荒川線の保守経験が必要であること	② 他の鉄道事業者からも多数の車両保守業務を受託していること
	③ 局が定めた工程どおり作業を行えること

エ 契約事務を適正に行うべきもの（日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託）

会社は、局から日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託（契約金額：1億1,760万円、契約期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）を特命随意契約により受託している。

その履行状況についてみたところ、会社は、日暮里・舎人ライナー巡視点検等作業委託（その1）（契約金額：3,418万円、契約期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）及び（その2）（契約金額：3,414万円、契約期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）として、G（軌道業者）、H（鉄道の建設会社）を特命して再委託していることが確認された。

会社は、受託した契約の業務量が多いとして、再委託業者2社により、隔日勤務が行えるよう契約を2本に分けて、特命随意契約を締結しているが、同種の業務を履行できる業者が複数ある場合には、契約をまとめ、競争性を導入すべきであった。

また、局による特命理由は、表14のとおりであるが、本件契約の業務内容を見たところ、会社は、受託業者への指示や局との連絡調整の他に、受託業者とともに電車添乗を行うほか、駅及び橋脚等の外観点検や昼間・夜間の連絡待機については直営で実施していると説明しているものの、業務の大部分を占める日常の巡回点検について再委託していることから、局が会社と特命随意契約を締結するまでの特命理由があるものとは認められない。

局及び会社は、特命随意契約における特命理由について検証し、競争性を積極的に導入するよう、契約のあり方について見直しを行う必要がある。

局及び会社は、契約事務を適正に行われたい。

（交通局）

（東京交通サービス株式会社）

（表14）局の主な特命理由

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 新交通の知識があること</li><li>② 経験があり適切な異常時対応等ができること</li><li>③ 局の緊急時初動体制を熟知し、現場での確な判断・対応ができること</li></ul> |
|--|

オ 契約事務を適正に行うべきもの（日暮里・舎人ライナー駅昇降機設備点検及び保守委託並びに都営地下鉄駅等昇降機設備点検及び保守委託）

局は、会社と日暮里・舎人ライナー駅昇降機設備点検及び保守委託（契約金額：1億2,726万円）及び都営地下鉄駅等昇降機設備点検及び保守委託（契約金額：1億1,760万円）を締結している。

これらの契約において、会社は、建築保全業務積算基準（監修：国土交通省、発行：（財）建築保全センター）に基づき、局との契約金額を積算している。

当該積算基準は、国において、発注者側の積算に当たり標準的な内容を定めたものであり、監査日現在（平成23.9.22）、会社固有の件費等の経費を反映させた金額の算出に基づく積算内訳はなく、局との契約金額が適正な金額であることを確認するために必要な積算根拠も明確なものとなっておらず、適正でない。

また、会社は、受託した業務の大部分を駅昇降機製作メーカー直系の保守業者に再委託していることについて、局作成の標準仕様書に基づき、点検作業のみを保守業者に委託しており、表15のとおり、主たる業務については、会社自らが実施していることから、契約金額では大部分であっても、委託内容の大部分を第三者に委託したものではないとする。

しかしながら、本契約における主たる業務とは、点検及び保守業務であり、会社が自らの業務を本契約における主たる業務と主張することは、適正でない。

会社は、局との契約金額について、経費や適切な利益を考慮した明確な根拠により算定するとともに、局は、会社が行う監理・監督業務と会社が委託する保守点検業務とを分離して契約するよう、契約のあり方について見直しを行う必要がある。

局及び会社は、契約事務を適正に行われたい。

（交通局）

（東京交通サービス株式会社）

（表15）会社が主たる業務と説明する業務

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・昇降機の年間作業計画の作成と進行管理</li><li>・安全管理業務</li><li>（点検、改修作業時の昼夜間の保安全管理立会業務（局指定の資格者による））</li><li>・人身事故、火災・発煙、冠水、閉じ込め等の重大事故等における緊急時対応業務</li><li>・作業安全に関する協力会社への安全研修等</li><li>・故障・部品取替・作業実績等の履歴管理業務</li></ul> |
|---|

カ 契約事務を適正に行うべきもの（庁舎管理業務）

会社は、局から特命を受けて局の庁舎等（大島総合庁舎、大門庁舎、高松庁舎、東雲庁舎、舎人車庫）の庁舎管理業務を受託している（表16、表17）。

局は、会社を特命した理由を、以下のとおりとしていた。

- ① 指令区がある庁舎（大島、高松、舎人）等であるため、高度なセキュリティを維持する重要性を認識して建物管理を行えること
- ② 機密を守って緊急対応等ができる連絡体制を有していること
- ③ 必要な技術を有する者を雇用していること

ところで、会社において、再委託の状況を見たところ、機密を守るべき必要があるとしているにもかかわらず、これら業務の一部が、表18のとおり、再委託されていることを確認した。

会社は、局が高度なセキュリティを維持する重要性があるとする庁舎においても再委託を行っており、セキュリティを担保するものである庁舎の出入管理や巡回監視業務までもが再委託をされていた。

庁舎の出入管理・巡回監視業務に着目したところ、会社は、特命相手方である警備会社が、以前から舎人車庫・高松庁舎で警備を担当した実績があり、庁舎の構造等を熟知していることから特命していたが、主に過去の実績を特命理由とすることは、適正でない。

また、会社は、他の再委託業者に関しても、その主な特命理由を

- ① 以前から本件契約対象の庁舎等で該当業務を受託していること
- ② セキュリティ面から信頼できること
- ③ 過去の整備実績を反映できること

としており、庁舎の出入管理・巡回監視業務と同様に、過去の実績を特命理由としていることは、適正でない。

局及び会社は、競争性を積極的に導入するよう契約事務を適正に行われたい。

（交通局）

（東京交通サービス株式会社）

(表 16) 庁舎管理に係る契約状況

件名	受託金額	再委託先	再委託金額	再委託率
大島総合庁舎 建物管理委託	34,125,000	I	5,145,000	20.7%
		J	1,666,350	
		K	241,500	
大門庁舎 建物管理業務委託	13,335,000			
高松庁舎 建物管理業務委託	32,550,000	L	13,860,000	45.8%
		J	780,150	
		I	262,500	
東雲庁舎 設備運転管理委託	31,500,000	J	4,288,200	22.3%
		I	840,000	
		M	1,638,000	
		N	262,500	
舎人車庫 建物管理業務委託	54,600,000	L	21,546,000	45.6%
		J	2,511,600	
		I	825,300	

(注) 契約期間はいずれも平成22年4月1日～平成23年3月31日

(表 17) 会社が受託している内容

		会社が受託				
		大島	大門	高松	東雲	舎人車庫
環境衛生管理	建築物環境衛生管理技術者の業務 害虫等の駆除、報告 空気環境測定、水質分析検査、加温維持等	○ ビル衛生管理		○ (水質分析検査のみ)	○ ビル衛生管理	○ (ビル衛生管理に準じた管理)
空調換気設備	定期点検 空調機等の定期点検、清掃					
	日常運転 外観点検、計測データ記録、報告	○		○	○	○
	監視 機器等の状態監視					
	管理 温度・湿度の調整、記録、報告 冷水管等の点検					
	応急措置 応急措置と報告					
給排水衛生設備	定期点検 (分析を要する水質検査、記録等【環境衛生管理と重複】) 水槽等の定期点検、定期清掃			○ ボイラーを除く		
	日常運転 計測データ記録、報告 水質検査	○	○ ボイラー、揚水ポンプのみ		○	○
	監視 検針					
	応急措置 応急措置と報告			○ ボイラーを除く		
電気設備	定期点検 分電盤の状態確認、記録、報告、照明の外観・点灯の確認	○		○		○
	監視 確認					
	管理 不点灯箇所電球交換					
巡回監視・施設出入管理	適宜施設内等の巡回		○	○		○
	来庁者受付	○				
中央監視盤操作					○	

(注) ビル衛生管理：建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき建築物環境衛生監理技術者を選任する義務がある面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物である庁舎

(表18) 会社が再委託している内容

(大門庁舎は再委託を行っていない。)

		会社が再委託				
		大島	高松	東雲	舎人車庫	
環境衛生管理	建築物環境衛生管理技術者の業務	再委託せず	再委託せず	再委託せず	再委託せず	
	害虫等の駆除、報告 空気環境測定、水質分析検査、加温維持等	J	J (水質分析検査のみ)	J	J	
空調換気設備	定期点検	空調機等の定期点検、清掃	I	I	I 冷温水機のみM	I
	日常運転	外観点検、計測データ記録、報告	再委託せず	再委託せず	再委託せず	再委託せず
	監視	機器等の状態監視				
	管理	温度・湿度の調整、記録、報告 冷水管等の点検				
	応急措置	応急措置と報告				
給排水衛生設備	定期点検	(分析を要する水質検査、記録等【環境衛生管理と重複】) 水槽等の定期点検、定期清掃	J ろ過装置のみK	J	J ろ過装置のみN	J
	日常運転	計測データ記録、報告 水質検査	再委託せず	再委託せず	再委託せず	再委託せず
	監視	検針等				
	応急措置	応急措置と報告				
電気設備	定期点検	分電盤の状態確認、記録、報告、照明の外観・点灯の確認	再委託せず	再委託せず	/	再委託せず
	監視					
	管理	不点灯箇所の電球交換				
巡回監視・施設出入管理	適宜施設内等の巡回	再委託せず	L	/	L	
	来庁者受付					
中央監視盤操作				再委託せず		

キ 契約事務を適正に行うべきもの（浅草線日本橋駅冷房設備分解整備ほか5件）

会社が局から競争入札により受託した浅草線日本橋駅冷房設備分解整備ほか5件の契約について見たところ、表19のとおり、会社は、局から受託した冷房設備分解整備等に係る業務を、当該業者が契約対象の設備又は駅を担当する保守業者であり、長年の実績があることを特命理由として、再委託している。

確認したところ、会社は、競争により業者を選定した場合、安全管理のために会社が立ち会っていたとしても、都営地下鉄での業務経験がなく、単に冷房設備、冷凍機設備、換気設備の整備ができる業者では、安全かつ速やかに駅構内で業務を実施することは困難であると主張する。

しかしながら、特命随意契約が他に契約しうる相手がない場合などに行う例外的な契約方法であり、冷房設備、冷凍設備、換気設備については、様々なメーカーの製品の結合品であり、会社が安全管理のために立会いを行っていることから、一定の知識・経験を有する業者であれば受託可能と認められ、会社が特命随意契約としていることは、適正でない。

なお、現に、局実施の他の入札においては、契約対象の設備又は駅の保守に実績がない別の設備保守事業者が応札している例が認められる。

局及び会社は、競争性を積極的に導入するよう契約事務を適正に行われたい。

（交通局）

（東京交通サービス株式会社）

(表 19) 局が入札を実施し会社が落札した契約

件名	契約金額 (税込み)	特命理由	再委託金額 再委託率	再委託先	再委託内容
浅草線日本橋駅冷房設備分解整備	17,646,300	①保守に習熟 ②浅草線冷房設備の保守実績	15,582,000	O (特命)	冷凍機分解整備 (320USRT)
			88.3%		冷却塔分解整備
					冷却水ポンプの分解整備
					冷水ポンプの分解整備
					補給水ポンプの分解整備
					作業前後の測定
整備後の試運転調整					
浅草線五反田駅冷房設備分解整備	10,138,800	①保守に習熟 ②浅草線冷房設備の保守実績	8,662,500	O (特命)	冷凍機分解整備 (150USRT)
			85.4%		冷却塔分解整備
					冷却水ポンプの分解整備
					冷水ポンプの分解整備
					補給水ポンプの分解整備
					作業前後の測定
整備後の試運転調整					
駅冷房用冷凍機分解修理	10,395,000	/	9,355,500	P (入札)	冷凍機分解整備
			90.0%		終了後の機能試験
大江戸線放射部練馬駅ほか2駅冷房設備定期分解整備	53,677,050	①保守に習熟 ②大江戸線放射部冷房設備の保守実績	48,289,500	Q (特命)	冷凍機分解整備 (170~210USRT)
			90.0%		冷却塔分解整備
					冷却水ポンプの分解整備
					冷水ポンプの分解整備
					補給水ポンプの分解整備
					作業前後の測定
整備後の試運転調整					
浅草線東日本橋駅換気設備動力制御盤製造	14,062,650	①保守に習熟 ②浅草線東日本橋駅機械設備の保守H7からの実績	12,652,500	Q (特命)	扉・回路の撤去、新設
			90.0%		盤内の回路の撤去、新設
					外線・内線の取り外し、取り付け
					試運転調整
					躯体再利用のため必要な塗装
					部品交換
浅草線泉岳寺駅換気設備動力制御盤製造	40,467,000	①保守に習熟 ②浅草線機械設備の保守実績	36,225,000	O (特命)	扉・回路の撤去、新設
			89.5%		盤内の回路の撤去、新設
					外線・内線の取り外し、取り付け
					試運転調整
					躯体再利用のため必要な塗装
					部品交換

(注) USRT : 冷却機などで物体を冷却する冷凍能力を表す単位。

(3) 局

ア 特命随意契約に係る事務を適正に行うべきもの

都営地下鉄構内工事保安業務委託（契約金額：1億669万1,760円、契約期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日、特命随意契約）について見たところ、以下のとおり、適正でない点が認められた。

局は、契約の競争性、透明性、公平性を高めるよう、特命随意契約に係る事務を適正に行われたい。

（交通局）

(ア) 特命随意契約が締結できる場合については、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14各号において定める場合に該当するときに限定されている。

国においては、「公共調達の適正化について（財務省通知、平成18年8月25日付財計第2017号）」により、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の一つとして、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものに限定すると明記している。

また、地方公共団体に対しても、「地方公共団体における入札及び契約の適正化について」（総務省自治行政局長及び国土交通省総合政策局長通知、平成19年3月30日付総行第65号・国総入企第63号）により、地方自治法令上一般競争入札が原則であることからその拡大を図ること、入札参加資格等については、競争性が十分に確保されるように設定し、競争参加者の十分な確保に努めること等が通知されている。

確認したところ、局は、地下鉄構内工事における安全確保のため、任意資格である安全管理責任者を設定し、その配置が必要であるとして、本件契約においては、会社にその有資格者が必要数存在することを主たる理由に、履行能力がある唯一の業者であるとして特命随意契約していることが認められた。

しかしながら、局が、自ら設定した任意資格である安全管理責任者を必要数保有していることを主たる理由として、会社と特命随意契約を締結していることは、適正でない。

(イ) 会社は、当初、本件業務を、以下のとおり、3本の特命随意契約（契約期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日）により、会社が協力会社とする相手方を特命して再委託し、これらの会社の社員のうち安全管理責任者の資格を有する者に、業務を執行させることとした。

① 工事保安立会業務委託（A）（契約金額：1,769万900円、R）

② 工事保安立会業務委託（B）（契約金額：1,114万6,000円、Q）

③ 工事保安立会業務委託（C）（契約金額：230万1,600円、S）

その後、会社は、当該各社からの社員を出向社員として受け入れる契約を締結したことから、平成23年6月30日に上記の再委託契約を3本とも解除した。

局は、本件特命随意契約において、会社が業務を適切に執行するためには、自社の社員によ

り安全管理責任者を確保できているかを事前に十分確認し、委託業務の履行状況について詳細に把握しておくなど、通常の契約よりも特段の注意を払うことが当然である。

しかしながら、会社が、平成22年度当初、自社の社員の中に安全管理責任者を十分に用意できていなかったこと、また、契約履行期間中、再委託契約を解除し、出向契約としているものの、契約当初に業務遂行していた者をそのまま出向として受け入れることは、形式的な再委託の回避と認められることから、結果として、会社に特命随意契約を満足する十分な履行能力があったとみなすことはできない。

局は、特命随意契約に当たり、会社の履行能力を十分に確認するべきであったにもかかわらず、これを怠っていたことは、適正でない。

## 第5 経営状況の概要

### 1 経営状況について

#### (1) 事業実績

会社の平成22年度における主な事業実績は、表20、表21のとおりである。

会社の事業は、駅務機器事業と技術事業とに分けられる。

#### ア 駅務機器保守事業

駅務機器保守事業としては、都営地下鉄全線の駅務機器の保守点検業務、駅における駅務機器移設業務等を実施しており、平成22年度は8億6,849万余円の収入となっている。この事業については、I C化対応機器の導入に伴う設置台数の減少及び保守内容の見直しによる節減のほか、新設・更新した機器が瑕疵担保期間中は保守対象とならないことにより、実績が減少している。

また、都関係の収入は8億6,798万余円であり、うち再委託費は、5億6,749万余円で、全体の再委託率が65.4%となっている。

なお、個々の契約内容を見ると、表20のとおり、浅草線三田駅他駅務機器移設作業委託など90%前後の高い率の契約が見られる。

(表20) 駅務機器保守事業に係る主な受託状況

(単位:円(税抜き))

契約件名	契約金額	再委託に伴う支出	再委託率
駅務機器の保守点検業務委託 (注)	766,000,000	477,640,450	62.4%
ゆりかもめ駅務機器保守委託 (自主事業)	53,580,000	44,887,500	83.8%
浅草線蔵前駅他駅務機器移設作業委託	27,000,000	25,011,000	92.6%
浅草線三田駅他駅務機器移設作業委託	15,492,291	14,468,000	93.4%
新板橋駅他駅務機器移設作業委託	4,463,398	4,140,000	92.8%
三田線巣鴨駅駅務機器移設作業委託	1,450,000	1,350,000	93.1%

(注) 契約金額及び支出金額は、実績金額による。

## イ 技術事業

技術事業として、都営地下鉄の機械設備や昇降機等の保守業務、三田線・荒川線の車両の全般・重要部検査業務等を実施しており、平成22年度は、大江戸線ホームドア工事立会業務、大江戸線換気盤及び地下鉄全線の非常照明用直流電源設備の点検立会業務、日暮里・舎人ライナーの夜間連絡業務、三田線の修車業務（一部から全部へ受託範囲を拡大）、荒川線の検車業務（夜間のみから昼・夜間へ受託範囲を拡大）を、新たに局から受託している。

これらの技術事業収入は、45億5,887万余円であり、うち都関係の収入は44億3,938万余円で、その再委託費が30億1,924万余円であることから、全体の再委託率は68.0%となっている。

なお、個々の契約内容を見ると、表21のとおり、東京都交通局地下鉄駅舎等の修繕業務委託など80%を超える高い率の契約が見られる。

(表21) 技術事業に係る主な受託状況

(単位：円(税抜き))

契約件名	契約金額	再委託に伴う支出	再委託率
都営地下鉄駅等昇降機設備点検及び保守委託	1,112,000,000	930,419,067	83.7%
都営地下鉄等機械設備保守委託	630,000,000	528,954,602	84.0%
三田線全般・重要部検査他(単価契約) (注)	407,555,300	300,478,494	73.7%
都営地下鉄変電所設備他保守業務委託	346,100,000	144,019,240	41.6%
東京都交通局地下鉄駅舎等の修繕業務委託(単価契約) (注)	289,176,930	246,276,930	85.2%
空気調和装置の点検等業務委託	130,500,000	113,050,000	86.6%
日暮里・舎人ライナー駅昇降機設備点検及び保守委託	121,200,000	88,006,400	72.6%
日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託	112,000,000	68,462,600	61.1%
都営地下鉄構内工事保安業務委託(単価契約) (注)	100,317,600	20,481,100	20.4%

(注) 契約金額及び支出金額は、実績金額による。

## (2) 経営成績

### ア 損益計算書項目の分析

平成22年度の経営成績は、「別表1 損益計算書」のとおりである。

売上高は、54億2,736万余円であり、これは、駅務機器事業収入が8億6,849万余円、技術事業収入が45億5,887万余円であったことによる。

売上原価は、51億5,529万余円であり、これは、駅務機器事業支出が7億9,829万余円、技術事業支出が43億5,700万余円であったことによる。

駅務機器事業支出の内訳は、人件費等経費が1億8,752万余円、再委託費が5億6,791万余円、交換部品等経費が4,286万余円である。

技術事業支出の内訳は、人件費等経費が12億6,046万余円、再委託費が30億5,212万余円、交換部品等経費が4,440万余円である。

販売費及び一般管理費がそのほかに2億2,686万余円計上されており、これらの結果、営業利益は、4,520万余円である。

また、営業外収益は、1,385万余円であり、受取利息が380万余円、雑収入が1,004万余円である。

営業外費用は、280万余円で、これは、二本榎変電所事故修繕費用等の雑損失等であり、これらの結果、経常利益は、5,624万余円である。

特別利益は、625万余円で、その内訳は、退職給与引当金取崩しによる前期損益修正益等であり、一方、特別損失は、860万余円で、その内訳は、貸倒引当金繰入れ等である。

当期純利益は、法人税等及び法人税等調整額を控除した結果、3,271万余円である。

なお、会社は、平成22年度中に1株当たり1万4,500円の配当を行い、局は5億8,000万円の配当を受け取っている。

イ 経営比率による経営成績の分析

経営比率は、表 2 2 のとおりである。

(表 2 2) 経営比率

項目 \ 年度	平成 2 2 年度	算式
経営資本事業利益率	3. 5 %	$\frac{\text{事業利益}}{\text{経営資本}}$ (注 1)
営業収益営業利益率	0. 8 %	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
経営資本回転率 (回)	3. 8	$\frac{\text{営業収益}}{\text{経営資本}}$ (注 2)
総費用対総収益比率	99. 0 %	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$

(注) 1 事業利益：営業利益＋受取利息＋受取配当金

2 経営資本：総資本（＝負債＋自己資本）－投資

(3) 財政状態

ア 貸借対照表項目の比較増減分析

平成 2 2 年度末における財政状態は、「別表 2 比較貸借対照表」のとおり、資産合計 1 4 億 9, 2 1 0 万余円、負債合計 7 億 8, 7 5 6 万余円、純資産合計 7 億 4 5 3 万余円である。

資産（1 4 億 9, 2 1 0 万余円）は、期首（1 9 億 3, 1 6 5 万余円）と比較して 4 億 3, 9 5 4 万余円（2 2. 8 %）減少している。これは主に、流動資産が 1 億 1, 3 6 9 万余円増加したものの、固定資産が 5 億 5, 3 2 3 万余円減少したためである。

流動資産（1 3 億 1 7 万余円）は期首（1 1 億 8, 6 4 8 万余円）と比較して 1 億 1, 3 6 9 万余円（9. 6 %）増加している。これは主に、現金及び預金が 8, 1 5 5 万円減少したものの、売掛金が 1 億 5, 0 8 3 万円増加したことなどによるものである。

固定資産（1 億 9, 1 9 3 万余円）は、期首（7 億 4, 5 1 7 万余円）と比較して 5 億 5, 3 2 3 万余円減少している。これは、投資等が 5 億 5, 1 0 1 万余円減少したことなどによるものである。

投資等の減少は、繰延税金資産が 2, 5 4 2 万余円増加したものの、投資有価証券が 5 億 7, 7 2 3 万余円減少したことなどによる。

負債（7 億 8, 7 5 6 万余円）は、期首（7 億 1, 5 8 2 万余円）と比較して 7, 1 7 4 万余円（1 0. 0 %）増加している。これは、流動負債が 7, 1 6 6 万余円増加したためである。

流動負債の増加は、主に、未払金が 1 億 8 3 万余円、買掛金が 7, 1 8 6 万余円増加したことなどによるものである。

純資産合計（7 億 4 5 3 万余円）は、期首（1 2 億 1, 5 8 3 万余円）と比較して 5 億 1, 1 2 9 万余円（4 2. 1 %）減少している。これは、利益剰余金が 5 億 1, 4 3 8 万余円減少した

ことなどによるものである。

## イ 財務比率による分析

会社の財政状況を示す財務比率は、表 2 3 のとおりである。

(表 2 3) 財務比率

項目 \ 年度	平成 2 2 年度 期首	平成 2 2 年度 期末	算 式
流動比率	1 8 3 . 3	1 8 0 . 8	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	6 2 . 9	4 7 . 2	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	5 8 . 0	2 4 . 8	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$ (注)

(注) 長期資本：自己資本＋固定負債

## 2 経営環境に関する評価

事業の経営環境に関して、営業活動、財務活動等の観点から確認を行った結果、会社を取り巻く状況について見たところ、会社は東京都交通局事業の設備等の保守を専門に請け負う会社として運営されており、局としては、継続した事業の発注を予定していることから、会社が行う保守関連事業の監理・監督等の業務には、今後大きく変動する要素は見られなかった。

しかしながら、事業運営については、以下のとおり、内部統制を整備し、厳格な運用を図る必要が認められ、また、契約については、特命随意契約を中心に速やかな改善が求められる。

### (1) 競争性、透明性、公平性、効率性の確保

局は、これまで述べてきたとおり、会社と非常に密接な関係にあることから、両者の関係について、より一層、透明性を高める必要が認められる。

このため、局は、会社との特命随意契約を中心に競争性・透明性・公平性を一層確保するよう、速やかに改善を図る必要がある。また、会社を指導・監督する立場から、会社に対し、会社が発注する契約について競争性・透明性・公平性を確保するよう、指導の徹底を図る必要がある。

一方、会社は、局からの受託事業が主に都営交通利用者からの運賃収入でまかなわれていることを十分に踏まえ、業務の執行にあたり、これまで以上に、競争性・透明性・公平性ととともに、効率性の確保の徹底を図る必要がある。

なお、今後、局及び会社が指摘に沿い改善を進める結果として、会社の受注額、発注額等が変動し、会社の営業収支に影響を与えると見込まれることから、会社は、このような経営環境の変化に応じた効率的な経営を行うよう努める必要がある。

## (2) 内部統制の整備

内部統制の目的は、基本的要素である統制環境、統制活動など、6つの要素が有機的に結びつき、社内において一体となって機能することによって達成される。

上記の観点から、会社の受託業務に係る執行体制の整備状況について見たところ、今回、予算・委託契約の管理や貯蔵品・固定資産の管理など複数において、速やかな改善が必要な状況となっている。

今後、会社は、業務運営の適正性を高めるよう、総合的な見地から、内部統制の基本的要素それぞれの改善に向けて、局と一体となって適切に取り組んでいく必要がある。

また、局としても、会社が業務を適切に運営していくに当たり必要となる会計規程の改正や積算基準等の整備などを積極的に支援するとともに、会社による見積りや局との契約金額の決定がより精緻なものとなるよう、指導を強化する必要がある。

### (注) 統制環境・統制活動

組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素に影響を及ぼす基盤は、「統制環境」として、また、経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続は、「統制活動」として、位置づけられている。

統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれ、会社が不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にし、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に業務を遂行していく体制を整備していくことが重要であるとされている。

## (3) 都営交通事業への経済的貢献

平成22年度決算を見たところ、税引前当期純利益が約5,389万円であり、法人税等(約2,117万円(約39.2%))を控除した当期純利益は、約3,271万円であった。また、株主(局)への剰余金の配当は、平成21年度分は、過去の累積を含めて5億8千万円(1株当たり14,500円)、平成22年度分は、1千万円(1株当たり250円)である。

しかしながら、局の経営戦略の視点から考えると、局の経費を節減するためには、会社から株式配当を受けるよりも、会社がさらなる効率性を発揮してより低廉な水準で事業を受託する方が望ましい。したがって、局においては、会社を活用した効率化を真に実現できるよう、適切に会社を指導・監督し、会社が内部統制を確立して経費等を適切に見積もり、結果として、局事業及び会社経営の効率性が高まるよう取り組んでいくことが求められる。

以上、経営環境について述べてきたが、局が会社を局事業のパートナーとして、利用者の安全・安心の確保を第一に、确实かつ効率的な事業運営を行わせていくに当たっては、局及び会社の双方が、内部統制の適切な整備・運用による効果を発揮し、競争性・透明性・公平性・効率性をより一層高め

ていけるよう取り組むことが重要であり、将来の都営交通事業全体の望ましい在り方を見据えながら、別項指摘事項を速やかに改善していくことが求められる。

## (別表1) 損益計算書

(単位:円)

科目	平成22年度	
	金額	
	(A)	
1 売上高		5,427,368,580
	駅務機器事業収入	868,497,689
	技術事業収入	4,558,870,891
2 売上原価		5,155,297,818
	駅務機器事業支出	798,296,222
	技術事業支出	4,357,001,596
3 売上総利益	(1-2)	272,070,762
4 販売費及び一般管理費		226,869,593
5 営業利益	(3-4)	45,201,169
6 営業外収益		13,851,851
	受取利息	3,804,530
	雑収入	10,047,321
7 営業外費用		2,809,184
	雑損失	2,809,184
8 経常利益	(5+6-7)	56,243,836
9 特別利益		6,251,902
	前期損益修正益	6,251,902
10 特別損失		8,604,552
	前期損益修正損	449,716
	投資有価証券売却損	4,531,241
	固定資産除却損	336,045
	貸倒引当金繰入額	3,287,550
11 税引前当期純利益	(8+9-10)	53,891,186
12 法人税及び住民税等		13,183,700
13 法人税等調整額		7,994,733
14 当期純利益	(11-12-13)	32,712,753

(別表2) 比較貸借対照表

(単位:円、%)

科目	平成22年度期末		平成22年度期首		増(△)減	
	金額 (A)	構成率	金額 (B)	構成率	金額 (C=A-B)	増減率 (C/B×100)
流動資産	1,300,175,474	87.1	1,186,480,964	61.4	113,694,510	9.6
現金及び預金	256,585,153	17.2	338,142,497	17.5	△ 81,557,344	△ 24.1
売掛金	937,919,120	62.9	787,082,008	40.7	150,837,112	19.2
貯蔵品	3,423,447	0.2	3,469,121	0.2	△ 45,674	△ 1.3
未収金	12,297,611	0.8	16,549,740	0.9	△ 4,252,129	△ 25.7
未収還付法人税等	29,516,200	2.0	—	—	29,516,200	—
前払費用	42,935,962	2.9	37,987,598	2.0	4,948,364	13.0
仮払金	—	—	3,250,000	0.2	△ 3,250,000	—
その他	17,497,981	1.2	—	—	17,497,981	—
固定資産	191,932,007	12.9	745,170,382	38.6	△ 553,238,375	△ 74.2
有形固定資産	28,939,304	1.9	26,924,503	1.4	2,014,801	7.5
建物附属設備	16,113,394	1.1	16,759,214	0.9	△ 645,820	△ 3.9
機械装置	8,377,516	0.6	6,579,955	0.3	1,797,561	27.3
車両運搬具	475,279	0.0	950,558	0.0	△ 475,279	△ 50.0
工具器具備品	3,973,115	0.3	2,634,776	0.1	1,338,339	50.8
無形固定資産	11,057,235	0.7	15,297,015	0.8	△ 4,239,780	△ 27.7
電話加入権	1,707,676	0.1	1,707,676	0.1	0	0.0
ソフトウェア	9,349,559	0.6	13,589,339	0.7	△ 4,239,780	△ 31.2
投資等	151,935,468	10.2	702,948,864	36.4	△ 551,013,396	△ 78.4
投資有価証券	75,222,000	5.0	652,458,066	33.8	△ 577,236,066	△ 88.5
保証金	50,700,798	3.4	49,720,798	2.6	980,000	2.0
繰延税金資産	25,422,153	1.7	—	—	25,422,153	—
その他	3,878,067	0.3	0	0.0	3,878,067	—
貸倒引当金	△ 3,287,550	△ 0.2	—	—	△ 3,287,550	—
特定退職積立金	0	—	770,000	0.0	△ 770,000	△ 100.0
資産合計	1,492,107,481	100	1,931,651,346	100	△ 439,543,865	△ 22.8

(単位:円、%)

科目	平成22年度期末		平成22年度期首		増(△)減	
	金額 (A)	構成率	金額 (B)	構成率	金額 (C=A-B)	比率 (C/B×100)
流動負債	719,083,004	48.2	647,420,956	33.5	71,662,048	11.1
買掛金	561,663,382	37.6	489,799,059	25.4	71,864,323	14.7
未払金	100,838,891	6.8	—	—	100,838,891	—
未払費用	29,475,268	2.0	58,829,141	3.0	△ 29,353,873	△ 49.9
未払法人税等	0	0.0	64,987,600	3.4	△ 64,987,600	△ 100.0
未払消費税等	18,196,700	1.2	24,504,500	1.3	△ 6,307,800	△ 25.7
預り金	6,225,683	0.4	—	—	6,225,683	—
繰延税金負債	2,683,080	0.2	—	—	2,683,080	—
仮受金	—	—	9,300,656	0.5	△ 9,300,656	—
固定負債	68,485,678	4.6	68,399,525	3.5	86,153	0.1
退職給与引当金	0	0.0	4,505,170	0.2	△ 4,505,170	△ 100.0
退職給付引当金	68,485,678	4.6	63,894,355	3.3	4,591,323	7.2
負債合計	787,568,682	52.8	715,820,481	37.1	71,748,201	10.0
株主資本	701,440,901	47.0	1,215,830,865	62.9	△ 514,389,964	△ 42.3
資本金	20,000,000	1.3	20,000,000	1.0	0	0.0
利益剰余金	681,440,901	45.7	1,195,830,865	61.9	△ 514,389,964	△ 43.0
利益準備金	5,000,000	0.3	500,000	0.0	4,500,000	900.0
その他利益剰余金	676,440,901	45.3	1,195,330,865	61.9	△ 518,889,964	△ 43.4
別途積立金	610,460,000	40.9	1,084,960,000	56.2	△ 474,500,000	△ 43.7
繰越利益剰余金	65,980,901	4.4	110,370,865	5.7	△ 44,389,964	△ 40.2
評価・換算差額等	3,097,898	0.2	—	—	3,097,898	—
その他有価証券 評価差額金	3,097,898	0.2	—	—	3,097,898	—
純資産合計	704,538,799	47.2	1,215,830,865	62.9	△ 511,292,066	△ 42.1
負債・純資産合計	1,492,107,481	100	1,931,651,346	100	△ 439,543,865	△ 22.8

# 株主資本等変動計算書

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：円)

	株 主 資 本					株 主 本 計
	資本金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成22年3月31日残高	20,000,000	500,000	1,084,960,000	110,370,865	1,195,830,865	1,215,830,865
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩			△ 474,500,000	474,500,000	0	0
剰余金の配当		4,500,000		△ 584,500,000	△ 580,000,000	△ 580,000,000
当期純利益				32,712,753	32,712,753	32,712,753
過年度税効果調整額				32,897,283	32,897,283	32,897,283
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					0	0
事業年度中の変動額合計	0	4,500,000	△ 474,500,000	△ 44,389,964	△ 514,389,964	△ 514,389,964
平成23年3月31日残高	20,000,000	5,000,000	610,460,000	65,980,901	681,440,901	701,440,901

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
平成22年3月31日残高	0	0	1,215,830,865
事業年度中の変動額			0
別途積立金の取崩			0
剰余金の配当		0	△ 580,000,000
当期純利益		0	32,712,753
過年度税効果調整額		0	32,897,283
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,097,898	3,097,898	3,097,898
事業年度中の変動額合計	3,097,898	3,097,898	△ 511,292,066
平成23年3月31日残高	3,097,898	3,097,898	704,538,799